

生産性向上特別措置法(随時申請可)

事業の内容

事業目的・概要

生産性向上特別措置法に基づく生産性革命の実現のため、中小企業者が「先端設備等導入計画」に基づき導入する先端設備等の償却資産に係る固定資産税を3年間ゼロに軽減します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

メリット

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者は次の優遇制度を受けることができます。

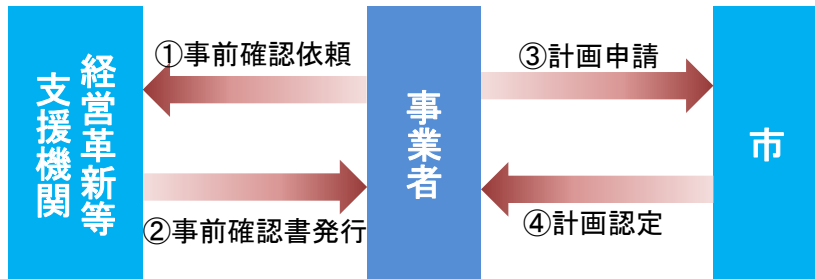
- 1 新規に取得した「先端設備等」に係る固定資産税が3年間ゼロとなります。
- 2 国の各種補助金について、審査時の加点や補助率の上昇等の優先採択があります。

《優先採択の対象となる国の補助金》

- ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金
- 小規模事業者持続化補助金
- 戦略的基盤技術高度化支援事業
- サービス等生産性向上IT導入支援事業

- 3 資金調達に際し債務保証に関する支援を受けることができます。

保険の種類	限度額
普通保険	2億円(組合4億円)
無担保保険	8,000万円
特別小口保険	1,250万円



事業イメージ

先端設備等導入計画の主な要件

計画期間	計画認定から3年間、4年間または5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度(直近の事業年度末)比で労働生産性が年平均3%以上向上すること
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接提供される下記設備 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針及び導入基本計画に適合するもの 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること 認定経営革新等支援機関(商工会等)において事前確認を行った計画であること

認定を受けられる中小企業者

中小企業等経営強化法第2条第1項に該当し、かつ石巻市内にある事業所において設備投資を行う事業者

固定資産税の特例を受けるための要件

対象者	資本金一億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 機械装置(160万円以上・10年以内) 測定工具及び検査工具(30万円以上・5年以内) 器具備品(30万円以上・6年以内) 建物附属設備(60万円以上・14年以内)
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること 中古資産でないこと
特例措置	固定資産の課税標準を、3年間ゼロに軽減